

平成 25 年 1 月 25 日
株式会社 神奈川銀行

金融円滑化法期限到来後の対応方針について

平成 25 年 3 月 31 日の中小企業金融円滑化法期限到来後も、神奈川銀行の金融円滑化に向けた基本方針は何ら変わるものではありません。
引き続き、お客さまからのお申し込み・ご相談には真摯に対応してまいります。

当行は、「地域の皆さまから信頼され、支持され、地域とともに発展する銀行」を理念とし、地域金融機関として中小企業のお客さまの経営課題や個人のお客さまのライフサイクルに応じた支援を最重点施策の一つと位置付け、円滑な金融機能の発揮に努めております。

当行は、円滑化法期限到来後も、中小企業のお客さまや住宅資金をご利用のお客さまからのご返済条件の変更等のお申し出に対し、これまでと同様、真摯かつ迅速に取り組んでまいります。

また、中小企業のお客さまに対しては、お客さまが抱える経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>
神奈川銀行 総合企画部
TEL 045-261-2641